

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和5年9月11日 午後3時20分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井健一
委員	来栖丈治
委員	鈴木更司
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

参 考 人 岡田志乃婦

出席書記名

議会事務局係長 折本尚充

議 事 日 程

令和5年9月11日（月曜日）午後3時20分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 請願第4号「所得税法第56条の見直しを求める意見書についての請願」について
 - (2) 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午後 3時20分

○矢口龍人委員長

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 請願第4号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書についての請願」 についてを議題といたします。

それでは、請願書をお目通し願います。

お諮りいたします。

この請願の審査の必要から、請願者を参考人として招致しております。参考人から説明を聞きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

よって、参考人から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、岡田志乃婦さんの説明をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 3時20分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時22分]

参考人として岡田志乃婦さんがお見えになっています。よろしく願いいたします。お忙しい中、ご苦労さまでございます。

それでは、岡田様に説明をお願いしたいと思います。

○参考人（岡田志乃婦君）

私、土浦民主商工会婦人部の副部長をやっております岡田志乃婦と申します。よろしく願いいたします。

請願のほうは、皆様のほうに届いていると思うんですけども、それについて発言したいと思います。

私たち中小零細業者、自営業は、地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

家族従業者の働き分、自家労賃と私たちは言っているんですが、それを所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないというふうに定められ、必要経費として認められていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるのみで、最低賃金にも達していません。交通事故で入院しても、補償日額が専用の主婦の5,700円よりも低い2,300円しか認められない人もおりました。青色申告にすれば済むのではないかとよく言われますが、現在では、平成26年以降全ての白色申告者も記帳義務化が課され、青色と白色の差はなくなっております。国連女性差別撤廃委員会は、人格に関わる性差別はやめるべきと日本政府に勧告しており、財務大臣は56条の見直しについて研究すると国会で発表しています。

それで、私たち中小企業者の団体である全商連というんですけれども、その婦人部でも、全国で56条の見直しや廃止の意見書を全国で訴えております。今では全国で600を超える自治体で、所得税法56条の見直しや廃止の意見書が採択されております。

茨城県では、つくばみらい市、石岡市、土浦市、つくば市、阿見町で採択されました。ぜひ、かすみがうら市議会においても、皆様のご理解とご協力をいただき、所得税法第56条を見直し、家族従業者への働き分を認め、その支払い給与を必要経費に算入できるように国に意見書を上げていただきますようお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

ご意見等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○来栖丈治委員

岡田さん、大変ご苦勞さまでございます。

伺いたいのは、私も農業をやっている、今は青色申告で妻の働きとか必要経費に算入できるので、そういう形に家族にもというようなことができるので、青色申告にした経過があります。白色も今は記帳式ということで、認められないのはその必要経費として給料として払う部分が認められていないということかと思うんですけれども、お聞きしたいのは、現在、商工会の関係の副部長さんを土浦市でやっていると思うんですが、同団体内に、まだ白色で申告しているという方の割合は一定程度あるのかどうなのか確認したいと思います。

○参考人（岡田志乃婦君）

土浦民主商工会の中では、大分、まだ白色の方がいらっしゃるんですね。

○矢口龍人委員長

具体的には分かりませんか。

暫時休憩します。 [午後 3時28分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時29分]

○参考人（岡田志乃婦君）

土浦民主商工会の中では、270人いる中で、白色の人は200人おります。

○来栖丈治委員

もう一点お聞きしたいんですけれども、いわゆる白色よりも、今の環境下でいうと青色申告のほうが有利性があると私は思って青色申告に変えたんですけれども、この民主商工会では白色の割合のほうが

多いということで、白色で申告したほうが有利な点という、そういうのがあって白色の申告形態を取っているのかどうなのか、そういった点はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○参考人（岡田志乃婦君）

青色申告のほうは、税務署の署長さんが認可というか手続して認可した人だけなんですね。それで、ちょっとした記帳漏れとかそういうものでも、税務署長さんから認可を取り消されるということが多々あるんですね。それで、今はパソコンとでやっているから、そういう間違いとかっていうのは少なくはなっていると思うんですけども、記帳義務化になって、ちゃんと記帳しているのだから、税務署長の認可じゃなくて、もう法として、56条というのはもう事業主の附属のものじゃなくて、やっていいんじゃないかと思います。それで一緒に、大体旦那さんと奥さんと2人で商売している人なんか結構多いんですけども、その奥さん方は、仕事のほうも帳面つけとかいろいろやりながら、家事のこと、それから介護のこと、それから地域の催物に出たりして一生懸命やっているわけですから、もうちゃんと記帳しているんですから、この時点になったら見直していただきたいというのが私たちの意見なんですね。青色じゃなくても遜色ないんじゃないでしょうかという意見なんですね。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

では、ないようですので、ここで参考人には退席をしていただきまして、結構です。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。 [午後 3時32分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時33分]

ほかにご意見等がございましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ありませんか。

なければ、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第4号を採決いたします。

請願第4号を採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

ただいま本委員会で採択いたしました請願第4号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出を求められておりますので、所得税法第56条の見直しを求める意見書案の提出についてを議題といたします。

意見書案につきましては、請願者から、所得税法第56条の見直しを求める意見書案が提出されております。

タブレット端末に格納してありますので、お目通し願います。

それでは、意見書案につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 3時36分]

○矢口龍人委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時48分]

それでは、意見書につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言を願いたいと思います。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、意見書案につきまして採決いたします。

本意見書案を国の関係機関等に提出することにつきましてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書案につきましては、提出者の説明省略並びに採決された折を議長宛てに申出をしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご異議なしと認め、それではそのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書案につきましてはお目通し願いたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 3時50分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

お諮りいたします。

本案のとおり議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのように、議長宛てに申出をさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それではないようですので、以上で総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午後 3時50分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 矢 口 龍 人